

2018年11月6日
みずほ銀行（中国）有限公司
中国アドバイザー一部

—中国（上海）自由貿易試験区—

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス

（第474号）

上海市人民政府、 全国初のサービス貿易ネガティブリスト公布 透明度が高く、規範化された管理制度へ

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

上海市人民政府は、2018年9月29日付で『上海市人民政府による「中国（上海）自由貿易試験区クロスボーダーサービス貿易ネガティブリスト管理モデル実施弁法」の印刷・配布に関する通達』（滬府規[2018]19号、以下『実施弁法』という）および『中国（上海）自由貿易試験区クロスボーダーサービス貿易特別管理措置（ネガティブリスト）（2018年版）』（上海市人民政府公告2018年第1号、以下『ネガティブリスト』という）を公布しました。『実施弁法』では中国（上海）自由貿易試験区（以下「上海自由貿易区」）の範囲内で実施するクロスボーダーサービス貿易ネガティブリスト管理モデル（以下「管理モデル」）について定め、また『ネガティブリスト』では国外のサービスおよびサービス提供者に対し採用する特別管理措置として、市場参入規制のある事項、地方で特別な定めのある事項等を統一的に記載しています。『実施弁法』および『ネガティブリスト』は2018年11月1日より施行されました。

□ 管理制度の整備を通じ、サービス貿易のさらなる対外開放を促進

今回公布された『実施弁法』では、上海自由貿易区内でのクロスボーダーサービス貿易に係る管理と対外開放の基本原則を確立したうえ、管理モデルに関する基本事項等を定めています（図表を参照）。管理モデルの実施にあたり、上海市の各業界の主管部門に対し、各自の職責を着実に履行し、

【図表】管理モデルの基本事項について

基本原則	✓ 大胆に推し進め、大胆に試行し、自ら改善することを堅持	
	✓ 法治的な理念を堅持	
管理モデルの適用範囲	上海自由貿易区内におけるクロスボーダーサービス貿易	
	クロスボーダー取引モデル	✓ 国外から上海自由貿易区内へサービスを提供
	国外消費モデル	✓ 国外にて上海自由貿易区内からの消費者に対しサービスを提供
ネガティブリストに基づく管理	自然人移動モデル	✓ 国外のサービス提供者が上海自由貿易区内の自然人を通じてサービスを提供
	リストの対象内	各関連部門が相応の規定に基づき管理を実施
	リストの対象外	内国民待遇の原則に基づき管理を実施

（『実施弁法』、『ネガティブリスト』に基づき、中国アドバイザー一部作成）

当該業界におけるクロスボーダーサービス貿易の特別管理措置を改善するよう定めています。また、外貨管理・税務・出入国・通信・税関等の部門に対しては、管理モデルの具体的な実施に協力しなければならないとしています。さらに、事中・事後の監督・管理制度、データ・資金・人員等の安全に係るリスクコントロールのメカニズム構築についても明確にしています。

一方、『ネガティブリスト』は全国初のサービス貿易分野での外資規制に関するネガティブリストとして公布され、2018年7月末に施行の『外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2018年版）』¹と同様に「説明＋一覧表」の形式を採用しています。内容については、前頁の図表が示す基本事項等を改めて明記したうえ、サービス貿易に係る13分野、31業種に及ぶ計159項目の特別管理措置を列記しています。これには関連職業資格に対する制限措置、すべての業種に適用される措置も含まれています。

リストに記載されているサービス貿易行為については、各関連部門がそれぞれの規則に基づき管理を行い、リストに記載されていない部分については、「内国民待遇」の原則に基づき、外資系企業と国内企業に対し同一の待遇で管理を行うと定めています。ちなみに、措置項目が最も多いのは金融業（31項目）で、以下、交通輸送、倉庫・保管および郵便業（30項目）、文化、スポーツおよび娯楽業（30項目）等が続きます。

今回の『実施弁法』および『ネガティブリスト』が定めている管理モデルは、サービス貿易における4つのモード²のうちの3つをカバーしており、外資による中国市場参入を管理対象とする『外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2018年版）』と結びつけることで、透明性の高く、規範化されたサービス貿易管理制度の構築を実現し、中国のサービス貿易発展のための環境を整えたといえるでしょう。これら政策の施行により、今後は、上海自由貿易区のサービス貿易の成長および対外開放の促進、さらには全国への複製・普及に向けた経験の積み重ねが期待されます。

*

『実施弁法』および『ネガティブリスト』のほか、『上海市におけるサービス貿易イノベーション発展試行深化の実施方案』（以下、『方案』という）も同日に公布されました³。『方案』では「2020年まで、上海市のサービス貿易輸出入規模を同市の対外貿易額全体の30%前後に維持し、全国における優位性を保つ」ことを目標とし、制度のイノベーション、市場主体の育成、体系構築の促進、重点分野における発展の推進、商環境の改善の5方面において、計75項目の具体的な任務を制定しています。『方案』は同じく2018年11月1日より施行されました。

¹ 『外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2018年版）』の詳細については、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第470号をご参照ください。以下のURLよりダウンロードできます。

⇒ <https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0493-XF-0105.pdf>

² 世界貿易機関（WTO）の「サービスの貿易に関する一般協定（GATS）」等では、サービス貿易について、「クロスボーダー取引」、「国外における消費」、「現地拠点を通じてのサービス提供」、「自然人の移動を通じてのサービス提供」の4つのモードに分類しています。

³ 『方案』は国務院が2018年6月8日付で公布した『国務院によるサービス貿易イノベーション発展試行深化の同意に関する承認回答』（国函[2018]79号、以下『承認回答』という）等に基づき、制定・公布されたもので、17の省・市（地域）で期間2年間のサービス貿易イノベーション発展試行深化の実施を決定しています。『承認回答』の概要については、『みずほ中国政策ブリーフィング』（2018年7月19日）をご参照ください。以下のURLよりダウンロードできます。

⇒ <https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/economics/briefing/pdf/R216-0110-XF-0105.pdf>

『実施弁法』および『ネガティブリスト』の詳細については、4 ページからの日本語仮訳および 19 ページからの中国語原文をご参照ください。

なお、実務上の手続等については、関連の各主管部門までお問い合わせください。

【みずほ銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー一部】

(日本語仮訳)

上海市人民政府
滬府規[2018]19号

『中国（上海）自由貿易試験区クロスボーダーサービス貿易ネガティブリスト管理モデル
実施弁法』の印刷・配布に関する通達

各区人民政府、市政府の各委員会、弁公室、局：

ここに『中国（上海）自由貿易試験区クロスボーダーサービス貿易ネガティブリスト管理モデル実施
弁法』を公布し、真剣に遵守・施行されたい。

上海市人民政府
2018年9月29日

中国（上海）自由貿易試験区クロスボーダーサービス貿易
ネガティブリスト管理モデル実施弁法

第1条（目的と根拠）

中国（上海）自由貿易試験区（以下「自貿試験区」という）の建設を推進し、サービス貿易分野の対外開放を拡大するため、関連法律・法規および『中国（上海）自由貿易試験区改革開放の全面的な深化の方案』（国発[2017]23号）、『國務院によるサービス貿易イノベーション発展試行の深化に同意する承認回答』（国函[2018]79号）に基づき、自貿試験区におけるクロスボーダーサービス貿易ネガティブリスト管理モデルを模索し、本弁法を制定する。

第2条（定義と適用範囲）

本弁法は自貿試験区内におけるクロスボーダーサービス貿易の管理と対外開放に適用する。

本弁法がいうクロスボーダーサービス貿易とは、国外のサービス提供者が自貿試験区内の消費者にサービスを提供する商業活動を指す。これには、国外から自貿試験区内へサービスを提供するクロスボーダー取引モデル、国外で自貿試験区内からの消費者に対しサービスを提供する国外消費モデル、国外のサービス提供者が自貿試験区内の自然人を通じてサービスを提供する自然人移動モデルが含まれる。

第3条（基本原則）

「大胆に推し進め、大胆に試行し、自ら改善する（“大胆闖、大胆試、自主改”）」ことを堅持する。自貿試験区でのクロスボーダーサービス貿易ネガティブリスト管理モデル等の模索を通じ、自貿試験区でサービス貿易に係る法治化、国際化、利便化された商環境を構築し、サ

ービス貿易の分野におけるさらなる対外開放拡大のためにストレステストを行い、国際経済、金融、貿易、水運、科学技術イノベーションの「5つのセンター」の建設、「一帯一路」の提唱および長江経済ベルト建設のために支援を提供する。

法治的な理念を堅持する。権力と職責が法によって定められる原則に従い、ネガティブリスト管理モデルの法治化・制度化・規範化・プロセス化を推進し、法的根拠があり、便利で適切で、監督・管理が行き届くようにする。

制度のイノベーションを堅持する。自貿試験区に係る改革開放「試験田」の機能を発揮し、率先してクロスボーダーサービス貿易の分野における対外開放の拡大および事中事後の監督・管理とリスクコントロールの分野で、一連の複製・拡大が可能な経験・成果を作り上げる。

第4条 （管理モデル）

現行の法律・法規・規則および国の関連規定に基づき、上海市は自貿試験区で『中国（上海）自由貿易試験区クロスボーダーサービス貿易特別管理措置（ネガティブリスト）』（以下『ネガティブリスト』という）を制定・公布し、『ネガティブリスト』管理モデルと相応しい権力と職責が明確で、公平・公正で、透明度・効率が高く、法的に保障されるクロスボーダーサービス貿易監督・管理体系を構築する。

『ネガティブリスト』は国民経済産業分類に基づき、クロスボーダーサービス貿易の分野において、国外サービスおよびサービス提供者に対し採用している、内国民待遇と一致しないもの、市場参入に制限が設けられているもの、現地で特別な要求があるもの等の特別管理措置を統一的に列記している。

第5条 （部門の職責）

自貿試験区推進工作領導小組はクロスボーダーサービス貿易に係る対外開放の拡大および事中事後の監督・管理を統一して計画・協調する。

各業界の主管部門は法に基づきクロスボーダーサービス貿易に対する監督・管理の職責を履行し、合わせて徐々に各業界におけるクロスボーダーサービス貿易の管理措置を改善する。

自貿試験区管理委員会は関連部門とともに『ネガティブリスト』を実施し、クロスボーダーサービス貿易の統計・分析制度を改善し、運営状況をモニタリングし、適時、自貿試験区におけるクロスボーダーサービス貿易の発展の方向性に合致する建議を提出する。

外貨、税務、出入国、通信、税関等の管理部門はクロスボーダーサービス貿易分野の管理措置に係る具体的な実施に協力する。

第6条 (リストの対象内に係る管理)

『ネガティブリスト』に列記しているクロスボーダーサービス貿易行為に対し、各関連部門は相応の規定に基づき管理を実施する。

各関連部門は「プロセスの簡素化、事務フローの最適化、スリム化・利便化」の原則に基づき、継続してクロスボーダーサービス貿易の利便化改革を推し進めなければならない。

第7条 (リストの対象外に係る管理)

『ネガティブリスト』の対象外となるクロスボーダーサービス貿易行為に対し、自貿試験区内で国外サービスおよびサービス提供者と国内サービスおよびサービス提供者との待遇を一致させるとの原則に基づき管理を実施する。

『ネガティブリスト』に列記していない国家安全、公共秩序、文化、金融、政府の調達等に関する措置は、現行の規定に基づき執行する。

第8条 (改革の措置)

上海市は積極的に自貿試験区におけるクロスボーダーサービス貿易の対外開放を推進し、『ネガティブリスト』に列記している特別管理措置に対し、実行状況に基づき、適時、国へ調整の建議を出し、合わせて『ネガティブリスト』の関連内容をサポート・改善する。

クロスボーダーサービス貿易におけるさらなる対外開放試行の分野に対し、自貿試験区管理委員会は関連管理部門とともに資金の移動、データの越境移転、人員の流動等の方面から、相応の事中・事後監督・管理制度を構築する。

第9条 (リスクの防止)

各業界の主管部門は対外開放試行の分野およびキープロセスに対し、リスクコントロールのメカニズムを構築し、産業、データ、資金、人員等の方面に係る安全リスクを防止しなければならない。

第10条 (部門間の連動)

上海市サービス貿易発展連合会議の機能を発揮し、部門間における情報通報および連動制度を構築し、クロスボーダーサービス貿易の対外開放およびイノベーションを深化し、対外開放の過程におけるリスクのモニタリング・分析と早期警告を具現化し、クロスボーダーサー

ビス貿易に係る協同監督・管理の水準を引き上げる。

第11条（協同促進）

クロスボーダーサービス貿易の分野で市場主体が主導し、業界団体が協力し、政府部門が押し進める協同促進の枠組み構築を奨励・支持し、自貿試験区における対外開放の条件のもとで、サービス貿易に係る競争力を全面的に引き上げる。

第12条（実施状況の評価）

総合的に第三者評価、社会による監督・評価等の方式を運用し、科学的に『ネガティブリスト』の実施状況の評価し、合わせて評価の状況に基づき、対外開放の拡大を推進し、試行の内容を改善し、制度に係るイノベーション措置を打ち出す。

第13条（参照執行）

香港特別行政区、マカオ特別行政区、台湾地区のサービスおよびサービス提供者については、国外サービスおよびサービス提供者を参照に執行する。

第14条（効力の説明）

本弁法の実施後、関連法律・法規・規則および規定がクロスボーダーサービス貿易特別管理措置に対し改定・調整を行う場合、国がクロスボーダーサービス貿易の分野において新たな措置を制定する場合、もしくは国が自貿試験区におけるクロスボーダーサービス貿易改革試行の実行を批准する場合、関連規定に基づき執行し、合わせて適時、『ネガティブリスト』に対し改定を行う。

『中国本土と香港経済貿易連携緊密化取決め』およびその後続の協定、『中国本土とマカオ経済貿易連携緊密化取決め』およびその後続の協定、『海峡兩岸経済協力枠組協定』およびその後続の協定、我が国と関連国家が署名した自由貿易区協定と投資協定、我が国が参加した国際条約においてさらなる優遇・対外開放措置がある場合、関連協議もしくは協定の規定に基づき執行する。

第15条（施行期日）

本実施弁法は2018年11月1日より施行する。

上海市人民政府公告 2018 年第 1 号

関連法律・法規および国務院が批准した『中国（上海）自由貿易試験区改革開放の全面的な深化に係る方案』『上海市が国のさらなる対外開放拡大の重要措置を徹底・具現化し、開放型経済の新体制構築を加速する行動方案』『中国（上海）自由貿易試験区クロスボーダーサービス貿易ネガティブリスト管理モデル実施弁法』に基づき、ここに『中国（上海）自由貿易試験区クロスボーダーサービス貿易特別管理措置（ネガティブリスト）（2018 年版）』を公布し、2018 年 11 月 1 日より施行する。

上海市人民政府
2018 年 9 月 29 日

中国（上海）自由貿易試験区クロスボーダーサービス貿易特別管理措置 （ネガティブリスト）（2018 年版）

上海市人民政府 説明

- 『中国（上海）自由貿易試験区クロスボーダーサービス貿易特別管理措置（ネガティブリスト）（2018 年）』（以下、『クロスボーダーサービス貿易ネガティブリスト』という）は、現行の法律・法規・規則および国の関連規定に基づき、編集・制定した。『クロスボーダーサービス貿易ネガティブリスト』がいうところのクロスボーダーサービス貿易とは以下のことを指す。
 - 国外から中国（上海）自由貿易試験区（以下、「自貿試験区」という）内へサービスを提供するクロスボーダー取引モデル。
 - 国外で自貿試験区内からの消費者に対しサービスを提供する国外消費モデル。
 - 国外サービス提供者が自貿試験区内の自然人を通じサービスを提供する自然人移動モデル。
- 『クロスボーダーサービス貿易ネガティブリスト』はクロスボーダーサービス貿易の分野において、国外サービスおよびサービス提供者に対し採用している、内国民待遇と一致しないもの、市場参入に制限が設けられているもの、現地で特別な要求があるもの等の特別管理措置を統一的に列記しており、自貿試験区に適用する。

『クロスボーダーサービス貿易ネガティブリスト』に列記しているクロスボーダーサービス貿易行為に対しては、各部門が相応の規定に基づき管理を実施する。

『クロスボーダーサービス貿易ネガティブリスト』に列記していないクロスボーダーサービス貿

易行為に対して、自貿試験区で、国外サービスおよびサービス提供者と国内サービスおよびサービス提供者との待遇を一致させるとの原則に基づき管理を実施する。

- 3、 『クロスボーダーサービス貿易ネガティブリスト』は『国民経済産業分類』（GB/T4754-2017）に基づき13の分野に分け、計159項目の特別管理措置を設け、これには具体的な業界措置、職業資格に関する制限措置およびすべての業界に適用する基準措置が含まれる。
- 4、 『クロスボーダーサービス貿易ネガティブリスト』に列記していない国家安全、公共秩序、文化、金融、政府の調達等に関する措置については、現行の規定に基づき執行する。
- 5、 香港特別行政区、マカオ特別行政区、台湾地区に係るサービスおよびサービス提供者については、国外サービスおよびサービス提供者に基づき執行する。
- 6、 『クロスボーダーサービス貿易ネガティブリスト』の実施後、関連法律・法規・規則および規定がクロスボーダーサービス貿易特別管理措置に対し改定・調整を行う場合、国がクロスボーダーサービス貿易の分野において新たな措置を制定する場合、もしくは国が自貿試験区内でクロスボーダーサービス貿易改革試行の実行を批准する場合、関連規定に基づき執行する。
- 7、 『中国本土と香港経済貿易連携緊密化取決め』およびその後続の協定、『中国本土とマカオ経済貿易連携緊密化取決め』およびその後続の協定、『海峡兩岸経済協力枠組協定』およびその後続の協定、我が国と関連国家が署名した自由貿易区協定と投資協定、我が国が参加した国際条約においてさらなる優遇・対外開放措置がある場合、関連協議もしくは協定の規定に基づき執行する。

中国（上海）自由貿易試験区クロスボーダーサービス貿易特別管理措置 （ネガティブリスト）（2018年版）

コード	分類の名称	No.	特別管理措置
A	農林水産業		
05	農林水産業 および補助 的な活動	1	中国国内に常住の住居もしくは営業場所を持たない国外機関・個人が国内で種子品種の審査・鑑定もしくは登記を申請する場合、法人資格を有する国内の種苗業関連企業に代理を委託しなければならない。
		2	国外の人員が中国国内で農作物の遺伝資源を採取、中外連携で農作物の遺伝資源を実地調査する場合、批准を経なければならない。国外から農作物の遺伝資源を輸入する場合、関連規定に基づき取り扱う。
		3	外国人、外国の漁業船舶が中国の管轄水域に入り、漁業資源の調査活動に従事する場合、批准を経なければならない。批准を経て生物資源の調査活動に従事するにあたり、中国側と合作する方式を採用しなければならない。
		4	国外から家畜・家禽の遺伝資源を輸入する場合、産業動物獣医師の行政主管部門の批准を経なければならない。

コード	分類の名称	No.	特別管理措置
E	建設業		
48	土木工事建設業	5	外国の工事監理・検査会社が水運工事の施工監理・検査を請け負う場合、交通主管部門の認可を経て、合わせて工事所在地の工商行政管理部門にて登記・登録しなければならない。
F	卸売および小売業		
51、52	卸売、小売業	6	出版物の輸入業務は、中国の出版物輸入経営単位が経営しなければならない。
		7	電子出版物の完成品を輸入するにあたり、新聞出版主管部門の批准を経なければならない。
		8	出版物および展覧・展示のための音声・映像製品を輸入するにあたり、出版行政主管部門の批准を経なければならない。
		9	文化製品の輸入は、中国の文化製品輸入企業が経営する。
		10	国外の申請者が輸入医薬品の登録を取り扱う場合、その中国国内での駐在事務所、もしくは中国国内の代理機構に委託して取り扱わなければならない。
		11	国外の申請者もしくは届出人が輸入医療機器（もしくは体外診断用の試剤）の登録もしくは届出を取り扱う場合、その中国国内に設立している駐在事務所を通じて取り扱わなければならない。もしくは中国の企業法人に代理を委託しなければならない。
		12	国外の申請者が中国で医薬品の国際共同治験を行うにあたり、医薬品監督管理部門の批准を経なければならない。合わせて臨床試験薬、有害事象報告、試験報告、試験データ、研究資料等に係る管理の要求を守る。
13	第1類の監視化学品と第2類、第3類の監視化学品およびその生産技術、専用設備を輸入するにあたり、中国政府が指定する単位に代理を委託しなければならない。		
G	交通輸送、倉庫・保管および郵便業		
53	鉄道輸送業	14	中国国内で鉄道旅客・貨物公共輸送の経営に従事するものは、中国の鉄道輸送企業でなければならない。
54	道路輸送業	15	中国国内で燃料・電気を動力とする都市公共路線バスを運営するものは、中国の公共路線バス運営企業でなければならない。
		16	上海市で流しタクシー、Web予約タクシーの運転に従事する自然人は上海市の戸籍でなければならない。
		17	外国の国際道路輸送事業者は中国国内での旅客および貨物道路輸送の経営に従事してはならず、中国国内で自らが貨物もしくは旅客の輸送を請け負ってはならない。
		18	外国の国際道路輸送事業者の車両は中国国内での運送にあたり、国籍識別マーク、車両登記、輸送路線等の関連規定に合致しなければならない。運転手はそれが運転する車両の種類に相応しい当該国もしくは国際運転免許を所持しなければならない。
55	水上輸送業	19	中国国内で非船舶運航業（NVOCC）および通関申告業務を営するものは、中国の企業法人でなければならない。
		20	中国籍船舶の船長は中国籍の船員が担わなければならない。
		21	国外の関連企業、組織と個人は中国国内での水路輸送業務および水路輸送補助業務を営むもしくは形を変えて営むしてはならない。水路輸送の事業者は外国籍の船舶を利用して国内での水路輸送業務を営むするにあたり、許可を経なければならない。外国籍の船舶が中国の港湾間で海上輸送と曳航を営むするにあたり、交通主管部門の批准を経なければならない。
		22	国外の関連企業、組織と個人は中国国内での船舶管理、船舶代理、水路旅客輸送代理および水路貨物輸送代理等の水路輸送補助業務を営むしてはならない。
		23	外国の会社、企業とその他の経済組織もしくは個人が中国の内海・領海で海底ケーブル・パイプラインの敷設および敷設のためのルート調査・探査計測等の活動を行うにあたり、海洋管理部門の批准を経なければならない。中国の大陸棚の範囲内で上述の活動を行い、それが確定する海底ケーブル・パイプラインのルートは海洋管理部門の批准を経なければならない。外国の船舶が中国の内海・領海に入り、海底ケーブル・パイプラインの修理、改造、解体・撤去に係る活動を行うにあたり、海洋管理部門の批准を経なければならない。
		24	外国の船舶検査機関が中国国内で船舶の検査活動を展開するにあたり、中国で船舶検査会社を設立しなければならない。
		25	中国で内陸河川輸送船舶・船員サービス業務に従事するものは、中国の法人でなければならない。

コード	分類の名称	No.	特別管理措置
55	水上輸送業	26	外国籍の船舶による中国の曳航エリア内での航行もしくは着岸、離岸、泊地間の移動（平行式埠頭における隣り合う2つの船席間での平行移動を除く）および曳航エリア外の係留区、荷役作業エリアに係る着岸・離岸については、曳航を申請しなければならない。
		27	外国の企業もしくはその他の経済組織もしくは個人が中国の沿海水域における沈没船・沈没品の引き揚げに参加するにあたり、中国側と共同引き揚げ契約を締結もしくは中外合作のサルベージ企業を成立しなければならない。
		28	中国国内で港湾経営、港湾検数業務に従事するものは、中国の企業でなければならない。
56	航空輸送業	29	中国国内で公共航空輸送に従事するものは、中国の会社でなければならない。外国の民間航空機の経営者は、中国政府が当該外国政府と署名した協定・協議によって定められる国際定期航空便輸送もしくは中国国内の1つの地域と国外の1つの地域との間での不定期航空便輸送を経営するにあたり、その当該国の政府の指定を経て、合わせて中国の民間航空主管部門の批准を経なければならない。
		30	外国の民間航空機の経営者は、法に基づき安全保障方を制定し、民間航空主管部門に届出・報告しなければならない。
		31	外国の民間航空機の経営者は、中国国内の2つの地域間での航空輸送を経営してはならない。
		32	中国の航空機でパイロットを務めるにあたり、民間航空機主管部門が発行もしくは認可する操縦免許を所有しなければならない。中国の航空機の航空士、航空機関士、航空通信士を務めるにあたり、民間航空機主管部門が発行するライセンスを所有しなければならない。当該航空機が外国で運航するとき、外国籍の航空士、航空機関士、航空通信士は航空機の運航所在国が発行する有効なライセンスを利用することができるが、ただし民間航空主管部門が発行する認可証書を所有しなければならない。中国国内で運航する外国の航空機の航空士、航空機関士、航空通信士を務めるものは、民間航空主管部門が発行するライセンスもしくは認可証書を所有しなければならない。
		33	国外の汎用航空機企業による中国国内での経営活動の展開に係る管理弁法は、民間航空局が別途規定する。
		34	無人航空機業務を営するものは、中国の企業法人でなければならない、且つ法定代表人が中国籍の公民であること。
		35	外国籍の航空機もしくは外国人が単独で操縦する中国の航空機は、中国国内で航空撮影、リモートセンシング測量、鉱物資源の探査等の重要分野に係る汎用航空機による航空飛行に従事してはならない。
		36	外国の航空会社の中国民間空港に駐在するスタッフが中国国内で利用する無線通信装置、外国の航空会社が中国国内で利用する地対空通信無線局は、民間航空主管部門が提供、設置したものでなければならない。外国の民間航空機が搭載する無線局装置を、中国国内の駐機場での停留期間に利用するにあたり、特別に許可を経なければならない。
		37	外国の航空輸送会社がその中国国内の指定販売代理店に委託して直接外国のコンピューターを利用し座席予約システムにアクセスし、合わせて当該国の航空チケットを利用し国際便チケットを販売するにあたり、民間航空主管部門の許可を経なければならない。
		38	中国国内で国内航空サービスを営するものは、中国の公共航空輸送企業でなければならない。
39	中国の航空輸送事業者のためにパイロットのライセンスおよびレベル訓練を行う国外のパイロット学校は、その所在国が国際民間航空公約の締結国でなければならない、当該学校はその所在国の民間航空当局が発行する航空運航合格証もしくは類似する種類の批准証書を有し、合わせて中国の民間航空主管部門の許可を取得しなければならない。		
40	中国国内で民間空港管理業務を営するものは、中国の企業法人でなければならない。		
58	複合一貫輸送および輸送代理業	41	中国国内で国際貨物輸送代理業務に従事するものは、中国の企業法人でなければならない。
60	郵便業	42	中国国内で宅配業務を営するものは、中国の企業法人でなければならない。
		43	国外の郵便事業者は中国国内で郵便サービスを提供してはならない。

コード	分類の名称	No.	特別管理措置
I	情報転送、ソフトウェアおよびITサービス業		
63	電信、ラジオ・テレビおよび衛星転送サービス	44	中国国内で電信業務を営営するものは、中国の電信業務経営会社でなければならない。
		45	中国国内で国際通信業務に従事するにあたり、国際通信出入口局を通じて行わなければならない。中国国内で国際通信出入口を設置、メンテナンスするものは、中国の電信業務経営者が行わなければならない。
		46	国外の組織もしくは個人は中国国内で電波パラメーターテストもしくは電波モニタリングを行ってはならない。
		47	国家ラジオ・テレビ主管部門は国有のラジオ・テレビ機構を指定し、計画に基づき、統一的にラジオ・テレビ番組の転送に用いる衛星トランスポンダのリースもしくは使用に関する事項を代理する。国外の衛星関連会社が国内で衛星トランスポンダのリースサービスを提供するにあたり、条件に合致する中国の衛星関連会社を通じて転借しなければならず、合わせて技術サポート、マーケティング、ユーザーサービスおよびユーザーモニタリング等に責任を負う。国外の衛星関連会社が直接中国国内のユーザーに向けて衛星トランスポンダのリース業務を営営するにあたり、通信主管部門の批准を経なければならない。
		48	中国国内で衛星地上受信設備の取り付けサービスに従事するものは、中国の法人でなければならない。
		49	国外の衛星テレビチャンネルの中国国内放送は、ラジオ・テレビ主管部門の批准を経て、合わせて範囲、ジャンル等の関連規定に合致しなければならない。
50	国外のテレビ番組、情報インターネットを専門的に用いて転送する国外の映画・テレビドラマ番組を輸入するにあたり、ラジオ・テレビ主管部門の批准を経て、合わせて総量、題材、制作地等の関連規定に合致しなければならない。情報ネットワークを利用して国外のラジオ・テレビ番組、リンクを転送もしくは国外のインターネットサイトの視聴番組を統合してはならない。		
64	インターネットおよび関連サービス	51	重要情報インフラ施設の運営者は運営している間に収集・発生した個人情報および重要データを中国国内で保管しなければならない。業務上のニーズにより、確かに国外へ提供する必要がある場合、法に基づき安全評価を行わなければならない。中国国内で収集した個人金融情報の保管、処理および分析は中国国内で行わなければならない。
65	ソフトウェアおよびITサービス業	52	中国に常住の住居もしくは営業場所を持たない外国人、外国企業もしくは外国のその他の経済組織による中国でのレイアウト設計登記の申請およびその他レイアウト設計関連事務の取扱は、知的財産権主管部門が指定する特許代理機関に代理を委託しなければならない。
J	金融業		
55	貨幣・金融サービス	53	金融データ情報・金融データ処理・その他金融サービスの提供者に関するソフトウェア、コンサルティング、仲介等の付随サービスの提供および譲渡を除き、中国国内で銀行およびその他金融サービス（保険および証券を含まず）を営営するものは、中国の金融機関でなければならない。クロスボーダー金融ネットワークと情報サービスの提供者は事前事項報告、変更事項報告、緊急事項報告等の法令遵守の義務を履行しなければならない。国外の提供者は国内で専門的な金融ネットワークを構築して金融情報転送等のサービスを提供してはならない。
		54	中国国内でマネーブローカー業務に従事するものは、中国のマネーブローカー会社でなければならない。
67	資本市場サービス	55	以下の状況を除き、中国国内で証券業務を営営するものは、中国の証券会社でなければならない。 (1) 批准を経て国外の上場外資株（B株）業務資格を取得した国外の証券経営機関は国内の証券経営機関と代理契約を締結、もしくは証券取引所が定めるその他の方式を通じて国内上場の外資株ブローカー業務に従事することができる。 (2) 批准を経て国内上場の外国株業務資格を取得した国外の証券経営機関は国内上場の外国株の主幹事、副主幹事および国際事務アレンジャーを務める。 (3) 国外の証券サービス機関は適格国内機関投資家の代理として国外証券を売買する。 (4) 法定条件に合致する国外の投資顧問は適格国内機関投資家の代理として国外の証券投資を行う。 (5) 法定条件に合致する国外のカストディアンは国外のカストディ業務を代理する。

コード	分類の名称	No.	特別管理措置
67	資本市場サービス	56	公募証券投資ファンドに係る管理機関は、中国国内で法に基づき設立する証券会社、保険資産管理会社および専門的に私募証券投資ファンド管理業務に従事するアセットマネジメント機関でなければならない。
		57	中国国内で公募証券投資ファンド管理業務に従事するものは、中国のファンド管理会社もしくは國務院証券監督管理機関が認可・批准したその他の機関でなければならない。
		58	条件に合致する中国国内で設立された会社のみが私募証券ファンドの管理人として登記し、中国国内で私募証券ファンド管理業務の展開を申請することができる。
		59	中国国内で証券投資ファンド向けカスタディ業務に従事するものは、ファンドのカスタディ資格を取得した中国の商業銀行もしくはその他の金融機関でなければならない。
		60	国外のファンド管理機関、保険会社、証券会社およびその他のアセットマネジメント機関が中国国内の証券に投資するにあたり、証券管理部門の批准を経て且つ外貨管理部門による限度額の批准を取得し、合わせて法定条件に合致する中国の商業銀行に資産保管を、国内の証券会社に国内の証券取引活動の取扱を委託しなければならない。
		61	中国国内でファンドの売買業務に従事するものは、中国のファンド管理人および証券管理部門およびその派出機関への登録を経たその他の機関でなければならない。
		62	中国の法律に基づき設立した証券経営機関、先物ブローカー機関、その他コンサルティング業務に従事する機関のみが批准を経て証券、先物投資コンサルティング業務に従事することができる。
		63	国外の証券サービス貿易提供者は適格国外機関投資家でなければならない。
		64	中国国内で証券市場信用格付け業務に従事するものは、中国の法人でなければならない。
		65	国外の証券経営機関は中国証券取引所のメンバーにならなければならない。国外の証券経営機関が設立する中国駐在事務所は、申請を経て取引所の特別メンバーになることができる。
		66	中央国債登記結算有限責任公司、上海清算所はインターバンク債券市場のために登記、保管、決済サービスを提供する。
		67	中国国内で国債の引き受け業務に従事するものは、中国の債券引き受け機関でなければならない。
		68	中国国内での信託登記業務は、中国信託登記有限責任公司が責任を負う。
		69	先物取引所のメンバーは中国の企業法人もしくはその他の経済組織でなければならない。
		70	国外の先物取引所および国外のその他の機関は国内で商品先物受渡倉庫の指定もしくは設立、およびその他商品先物受渡業務に関する活動に従事してはならない。
		71	国外の中央銀行（通貨当局）およびその他公式の準備金管理機関、国際金融組織、ソブリン・ウェルス・ファンドが中国インターバンク外貨市場に参加するにあたり、人民銀行による代理もしくは中国インターバンク外貨市場のメンバーによる代理を通じて、もしくは直接中国インターバンク外貨市場の国外メンバーにならなければならない。
		72	上海黄金取引所と上海先物取引所を除き、いかなる機関、個人は黄金取引所（取引センター）を設立してはならない。またその他の取引所（取引センター）において黄金取引プラットフォームを設立してはならない。外国の黄金取引市場は越境して直接中国のクライアントを集客してはならない。中国の居住者が国外の黄金市場での取引に参加するにあたっては、QDII資格を取得した機関と上海黄金取引所を通じなければならない。
		73	銀行が外貨建ての支払システムに参加するにあたり、国内の法人もしくは管理行を1つの単位として外貨建ての支払システムに接続し、合わせて代理・決済銀行で外貨建て決済口座を開設しなければならない。
		74	国外機関投資家による中国インターバンク債券市場への投資は、要求に合致する国外の金融機関、上述金融機関が発行する投資商品、および中国人民銀行が認可したその他の中長期機関投資家でなければならない。
		68	保険業

コード	分類の名称	No.	特別管理措置
68	保険業	76	国外の保険商品の違法販売を禁止する。
69	その他の金融業	77	中国の先物会社のみは国務院先物監督管理機関がその商品先物、金融先物の業務種類に基づき発行する許可証に基づいて、以下の先物業務を営むことができる。国内での先物ブローカー業務、国外での先物ブローカー業務、先物投資コンサルティングおよび国務院先物監督管理機関が定めるその他の先物業務。中国の先物会社のみが国務院先物監督管理機関の要求に基づき、法に基づき登記・届出をした後に、資産管理業務に従事することができる。
		78	先物取引所の批准を経て、条件に合致する国外のブローカー機関は国外の取引人の委託を受け、直接先物取引所で自己の名義で国外の取引人のために国内特定品目の先物取引を行うことができる。前述の直接参加する国外のブローカー機関所在国（地域）の先物監督管理機関は中国証券監督管理委員会と協力覚書に署名していなければならない。国外のブローカー機関は国内の取引人の委託を受け、そのために国内の先物取引を行ってはならない。
		79	中国国内で先物証拠金の保留業務の資格を申請するものは、中国国内で設立した全国的な銀行業金融機関法人でなければならない。
		80	クロスボーダー取引のために外貨建て銀行カードの決済サービスを提供する国外機関は、原則上中国国内で銀行カード決済機関を設立しなくても構わないが、国内の銀行カード決済体系に係る穏健な運営もしくは民衆の支払に対する信頼に著しく影響力を有する場合、中国国内で法人を設立し、法に基づき銀行カード決済業務の許可証を取得しなければならない。
		81	企業年金ファンド管理業務に従事する法人格受託機関、口座管理人、カスタディアンおよび資産運用期間は金融監督管理部門の批准を経て、合わせて中国の法人でなければならない。
		82	中国国内でノンバンク機関決済業務に従事するものは、中国の有限責任会社もしくは株式会社であり、且つノンバンク機関法人でなければならない。
		83	外国の機関が中国国内で金融情報サービスを提供するにあたり、新聞出版主管部門の批准を経なければならない。
L	リースおよびビジネスサービス業		
72	ビジネスサービス業	84	外国の法律事務所、その他の組織もしくは個人は中国国内で法律サービス活動に従事してはならない。
		85	中国国内で法定の会計監査業務に従事するにあたり、中国の登録会計士執業資格を取得し、合わせて中国の会計士事務所に参加しなければならない。
		86	中国国内でオークション業務に従事するものは、中国のオークション会社でなければならない。
		87	中国国内で記帳代行業務に従事するものは、記帳代行許可を取得した中国の機関でなければならない。
		88	国外の組織、個人が中国国内で統計調査活動を行うにあたり、中国国内の涉外統計調査資格を有する機関に委託して行い、合わせて統計主管部門の批准を経なければならない。涉外社会調査に係るプロジェクトは、統計主管部門の批准を経なければならない。
		89	国外の組織と個人は国内で直接市場調査と社会調査を行ってはならず、涉外調査許可証を取得していない機関を通じ市場調査と社会調査を行ってはならない。
		90	外国の会社、企業とその他の経済組織が中国国内で人材仲介サービス活動に従事するにあたり、中国の会社、企業とその他の経済組織と合併で経営し、専門的な人材仲介機関を設立しなければならない。
		91	中国国内で個人目的の出入国に係る仲介活動に従事するものは、中国の個人目的出入国に係る仲介企業でなければならない。
		92	国外の企業、自然人および外国の中国駐在機関は中国国内で国外就業仲介活動に従事してはならず、直接中国国内で労働者もしくは国外の就業者を募集してはならない。
		93	国外の機関が中国国内で経済技術展覧会を開催するにあたり、中国国内の主宰資格を有する単位と連合もしくは委託して行わなければならない。
94	国外の信用調査機関は中国国内で信用調査業務に従事するにあたり、信用調査業監督管理部門の批准を経なければならない。		
M	科学研究および技術サービス業		
73	研究および試験発展	95	輸入禁止に属する技術は、輸入してはならない。輸入制限に属する技術については、許可証による管理を実行する。

コード	分類の名称	No.	特別管理措置
73	研究および試験発展	96	いかなる国際組織、外国の組織もしくは個人による中国の領海、専属経済特区、大陸棚での科学研究、もしくは中国の領海での海洋作業、もしくは中国の専属経済特区および大陸棚での天然資源に対する探査、開発活動、もしくは中国の大陸棚での掘削は、批准を経なければならぬ。
		97	外国人、外国組織が中国の領域と中国が管轄するその他の海域で古代生物の化石を発掘するにあたり、国土資源主管部門の批准を経て、条件に合致する中国側の単位と協力する方式を採用し、合わせて古代生物化石の発掘、コレクション、出入国に関する規定を守らなければならぬ。
		98	人類遺伝資源の採集、収集、売買、輸出、出国、含む中国の人類遺伝資源に係る国際協力プロジェクトは、中国側の合作単位が報告・批准手続を取扱わなければならない、審査・批准を経てからは正式に契約を締結することができる。
74	専門的技術サービス業	99	中国国内で認証活動に従事するものは、中国の認証機関でなければならない。国外の認証機関が中国国内で機関の業務範囲に関連する広告活動に従事するにあたり、その中国で設立した代表機関を通じて行わなければならない。国内の認証機関、検査機関、実験室が国外の認可機関による認可を取得する場合、認証認可監督管理部門へ届け出なければならない。
		100	中国国内で社会向けに証明機能を有するデータ、結果に係る検査・試験活動に従事するものは、中国の検査・試験機関でなければならない。
		101	外国の企業およびその他の経済組織もしくは個人が中国で都市・農村計画制定サービスに従事する場合、外商投資企業を設立し、都市・農村計画制定単位の資質証書を取得し、資質のレベルに相応しい許可の範囲内で、都市・鎮に係る全体計画サービスを除く都市・農村計画制定業務を請け負わなければならない。
		102	国際組織、外国の組織もしくは個人による中国の専属経済特区と大陸棚での天然資源に対する探査、開発活動もしくは中国の大陸棚での掘削は、批准を経なければならない。
		103	外国の組織と個人が中国の領域と中国が管轄するその他の海域で気象活動に従事するにあたり、気象主管機関および関連部門の批准を経なければならない。
		104	外国の組織もしくは個人が中国の領域と中国が管轄するその他の海域で地震観測活動に従事するにあたり、地震業務主管部門および関連部門の批准を経て、合わせて中外合作の形式を採用して行わなければならない。
		105	外国の組織もしくは個人が中国の領域および管轄するその他の海域で測量活動に従事するにあたり、測量行政主管部門および軍隊測量主管部門の批准を経て、合わせて中外合作の形式を採用して行わなければならない。
		106	外国企業の秘密保持プロジェクト、災害救援プロジェクトおよび中国が対外開放を公約していないその他のプロジェクトに係る設計・参加を禁止する。外国企業が国内の建設プロジェクト設計を引き受けるにあたり、建設行政主管部門が発行する建設プロジェクト設計の資質を有する中国側の設計企業を少なくとも1社選択して中外合作設計を行い、且つそれが選択する中国側の設計企業に係る資質許可の範囲内で設計業務を引き受けなければならない。
75	科学技術の普及・推進および応用サービス業	107	外国人もしくは外国企業が中国での商標登録の申請およびその他商標関連事項を取り扱う場合、中国の商標代理機関に委託して取扱わなければならない。中国に常住の住居もしくは営業場所を持たない外国人、外国企業もしくは外国のその他の組織が中国で特許を申請するにあたり、その所属国が中国と署名した協議もしくは共同で参加した国際条約に基づき、もしくは互恵の原則に基づき、中国の特許代理機関に委託して取り扱わなければならない。
N	水利、環境およびインフラ施設管理業		
76	水利管理業	108	外国の組織もしくは個人が中国で水文に係る活動に従事する場合、水利行政主管部門および関連部門の批准を経なければならない。
77	生態保護および環境ガバナンス業	109	中国国内で放射性固体廃棄物の処理活動に従事するものは、中国の企業法人でなければならない。
		110	外国人による自然保護区への進入および自然保護区での標本採集等の活動は、自然保護区管理機関の批准を経なければならない。
		111	外国人が中国国内で狩猟するにあたり、林業行政主管部門が外国人に対し開放を批准した狩猟場所の範囲内で行わなければならない。

コード	分類の名称	No.	特別管理措置
77	生態保護および環境ガバナンス業	112	外国人が中国で国家重点保護野生動物に対し野外観察を実施もしくは野外で映画、ビデオを撮影するにあたり、野生動物保護主管部門の批准を経なければならない。
		113	外国人は中国国内で国家重点保護野生植物を採集もしくは購入してはならない。
0	居住者サービス、修理およびその他のサービス業		
80	居住者サービス業	114	中国国内で質屋活動に従事するものは、中国の質屋会社でなければならない。
		115	中国国内で印章の彫刻・作成、音声・画像製品の複製等の特殊分野に従事するものは、中国の法人と組織でなければならない。特殊分野および公共施設単位が雇用する国外の従業員は合法的な身分証明および国と上海市が定めるその他の条件を有しなければならない。
P	教育		
83	教育	116	各級の各種学校（高等教育学校を除く）は一般的に外国籍の教師を学校の教員として招聘しない。高等教育学校は専門家、外国人教師を招聘するにあたり、教育主管部門の批准を経なければならない。宗教系学校が雇用する外国籍の専門家は短期講義を主とし、期限を半年以内とする。長期的に教職を務める場合、期限を一年以内とする。外国籍の専門家を宗教系学校の行政リーダー役として雇用してはならない。
		117	外国の教育サービス提供者はそれの中国国内で設立した中外合作学校機関を通じることを除き、国外から提供する方式で中国国内へ遠隔教育サービスを提供してはならない。
		118	外国の宗教組織、宗教法人、宗教系学校および宗教教育の教員は中国国内で合作での学校運営活動に従事してはならない。
		119	国外の職業資格証書機関、関連法人団体および国際組織が中国国内で職業資格証書に係る資格試験・証書発行および活動を展開するにあたり、中国側の機関と協力しなければならない。
		120	国外機関は単独で中国国内で教育試験を主催してならない。
		121	国外機関および個人は中国国内で自費留学仲介サービス活動に従事してはならない。
Q	衛生および社会事業		
84	衛生	122	外国の医師が訪申し短期間での開業医を務めるにあたり、登録し合わせて短期開業医許可証を取得しなければならない。
R	文化、スポーツおよび娯楽業		
86	新聞および出版業	123	新聞出版に係る中外合作プロジェクトは、新聞出版主管部門の批准を経なければならない。
		124	外国の通信社が中国国内でニュース情報を配信するにあたり、新華通信社の批准を経て、合わせて新華通信社の指定機関が代理しなければならない。外国の通信社は中国国内で直接ニュース情報のユーザーを開拓してはならない。外国の報道機関が中国国内で常駐の報道機関を設立、中国へ常駐特派員を派遣するにあたり、外交部の批准を経て、合わせて外国常駐記者証および居住許可を申請しなければならない。常駐もしくは短期取材の場合、報道ビザを申請しなければならない。
		125	インターネット出版サービス単位は国外の組織および個人とインターネット出版サービス業務に係るプロジェクトを合作するにあたり、新聞出版主管部門の批准を経なければならない。
		126	中国国内でインターネットニュース情報サービスを提供するものは、インターネットニュース情報サービスの許可を取得している中国の法人でなければならない。主要責任者、編集長は中国の公民でなければならない。
		127	インターネットウェブサイトで国外のニュースサイトにリンクし、国外のニュースメディアおよびインターネットウェブサイトが配信するニュースを掲載するにあたり、インターネット情報主管部門の批准を経なければならない。
		128	国外の出版機関が中国国内で事務所機関を設立するにあたり、新聞出版主管部門の批准を経なければならない。著作権渉外機関、国外著作権認証機関、外国と国際的な著作権組織が中国で事務所機関を設立するにあたり、著作権主管部門の批准を経なければならない。
		129	国外の著作者が権限を付与した電子出版物（オンラインゲーム作品を含む）の出版、出版に用いる音声・画像製品の輸入、および卸売り、小売り、レンタルに用いる音声・画像製品の完成品の輸入は、新聞出版主管部門の批准を経なければならない。
		130	中国国内で国外の出版物展覧を行うにあたり、出版行政主管部門の批准を経なければならない。

コード	分類の名称	No.	特別管理措置
86	新聞および出版業	131	国外の出版機関が中国国内で中国の出版機関と合作で出版を展開するにあたり、新聞出版主管部門の批准を経なければならない。図書および電子出版物の出版単位が国外の著作者の図書および電子出版物を出版するにあたり、著作権主管部門にて出版契約登記を行わなければならない。
		132	インターネット出版サービス単位がインターネットで国外の著作者が権限を付与したオンラインゲームを出版するにあたり、新聞出版主管部門の批准を経なければならない。
		133	外国の組織もしくは個人が中国国内でインターネット地図の編制および出版活動に従事してはならない。
87	ラジオ、テレビ、映画および映画・テレビドラマの録音・制作業	134	外国人を雇用しラジオ・映画・テレビ番組制作に参加させる単位は中央と各省、自治区、直轄市、省都都市、計画単列市のラジオ局、テレビ局およびその他のラジオ・テレビ番組制作単位、および映画スタジオと映画撮影許可証もしくはテレビドラマ制作許可証を有する単位に限定する。外国人を雇用しラジオ・映画・テレビ番組制作活動に参加させるにあたり、ラジオ・映画・テレビ主管部門の批准を経なければならない。外国人を招き臨時的で無報酬のラジオ・映画・テレビ番組制作活動に参加させるにあたり、ラジオ・映画・テレビ主管部門へ届け出なければならない。ラジオ局、テレビ局は外国人をニュース類番組のキャスターとして招聘してはならない。
		135	ラジオ局、テレビ局が衛星等の伝送方式で国外のラジオ・テレビ番組を輸入、中継放送するにあたり、ラジオ・映画・テレビ主管部門の批准を経なければならない。
		136	国外の組織は単独で中国国内で映画の撮影活動に従事してはならない。国外の個人は中国国内で映画の撮影活動に従事してはならない。
		137	国産の劇映画は原則上、国外の監督を雇用してはならず、その他の主要制作陣も一般的に中国の公民でなければならない。中外合作で撮影する劇映画は、題材、技術、登場人物等の特殊なニーズによって国外の主要制作者を雇用する場合、ラジオ・映画・テレビ主管部門の批准を経て、合わせて役者の比率に関する要求に合致しなければならない。
		138	中国国内で中外合作のテレビドラマ制作（テレビアニメーションを含む）活動に従事するにあたり、ラジオ・映画・テレビ主管部門の批准を経て、合わせて主要制作者の比率に関する要求に合致しなければならない。
		139	中外合作で撮影する映画で国外の主要制作者を雇用する場合、ラジオ・映画・テレビ行政部門の批准を経て、合わせて役者の比率に関する要求に合致しなければならない。
		140	中国国内でインターネット視聴番組サービスとプライベートネットワークおよび指向的に伝送する視聴番組サービスに従事するものは、中国の情報ネットワーク伝送法人でなければならない。
		141	映画の輸入業務は指定単位が経営する。
		142	ラジオ局、テレビ局の放送に用いる国外の映画、テレビドラマは、ラジオ・映画・テレビ主管部門の批准を経なければならない。ラジオ局、テレビ局の放送に用いる国外のその他ラジオ・テレビ番組は、ラジオ・映画・テレビ主管部門もしくはそれが権限を付与した機関の批准を経なければならない。
		143	国外のドキュメンタリー映画の輸入に対し総量規制を実行し、合わせて放送に関する規定に合致しなければならない。
		144	国外のアニメーション映画を輸入するものは、国産のアニメーション映画を制作する省級テレビ局、省都都市テレビ局、計画単列市テレビ局および国家新聞出版主管部門が指定する機関でなければならない。国外のアニメーション映画を輸入、放送するにあたり、比率、時間帯等の規定に合致しなければならない。
145	中国で国際的なラジオ・映画・テレビフェスティバル（祭）、中外政府間のラジオ・映画・テレビフェスティバル（祭）、番組交流活動および賞を設ける全国的なラジオ・映画・テレビフェスティバル（祭）を開催するにあたり、ラジオ・映画・テレビ主管部門の批准を経て、ラジオ・映画・テレビ主管部門が開催もしくは国の関連政府部門、地方政府等が連携して開催しなければならない。		
88	文化・芸術業	146	外国人が入国し短期の営業性公演・イベント活動を完了するにあたり、文化行政部門の批准を経なければならない。

コード	分類の名称	No.	特別管理措置
88	文化芸術業	147	中国と外国が商業と有償文化芸術公演および展覧（展示）活動を行うにあたり、文化主管部門の認定を経た対外的に商業と有償文化芸術公演および展覧（展示販売）資格を有する機関、場所もしくは団体が申請を提出し、文化主管部門の批准を経なければならない。
		148	外国の文化芸術公演団体、個人は中国国内で自主的に営業性公演・イベントを開催してはならないが、中国国内の公演・イベント関連運営機関が開催する営業性公演に参加することができる。外国人は営業性公演に係る仲介、代理活動に従事してはならない。
		149	国外の組織もしくは個人が中国国内で無形文化遺産の調査を行うにあたり、国内の無形文化遺産学術研究機関と合作し、文化主管部門の批准を経て、合わせて報告、資料に関する規定に合致しなければならない。
89	スポーツ	150	外国人が訪中し登山するにあたり、スポーツ主管部門の批准を経なければならない。
		151	商業的、大衆的な国際スポーツ試合を除き、中国で国際スポーツ試合を開催するにあたり、スポーツ主管部門の批准を経なければならない。国外の非政府組織が中国国内でスポーツ活動を展開するにあたり、スポーツ主管部門の批准を経て、合わせて事務所機関を設立しなければならない。国外の非政府組織が事務所機関を設立しておらず、中国国内で臨時的なスポーツ活動を展開する場合、中国側と合作し、合わせてスポーツ主管部門の批准を経た後に、公安機関へ届け出なければならない。
90	娯楽業	152	福利宝くじ、スポーツ宝くじの発行と組織・販売は、中国の宝くじ発行機関、宝くじ販売機関が責任を負う。国外の宝くじは中国国内で発行、販売してはならない。
	職業資格に関する制限措置	153	以下の職業資格を申請するものは中華人民共和国の公民でなければならない。登録安全エンジニア執業資格、登録土木エンジニア（土質）執業資格、勘察設計登録石油天然ガスエンジニア資格、勘察設計登録冶金エンジニア資格、勘察設計登録探掘/鉱物エンジニア資格、勘察設計登録メカニカルエンジニア資格、勘察設計登録環境保護エンジニア資格、勘察設計登録化学工業エンジニア資格、勘察設計登録電気エンジニア執業資格、勘察設計登録インフラ施設エンジニア執業資格、不動産鑑定士執業資格、コストエンジニア執業資格、登録消防士エンジニア、弁護士職業資格、登録会計士、税理士職業資格、ツアーコンダクター資格、登録設備監理・検査執業資格、登録都市・農村企画士職業資格、特許代理人、教師資格、社会福祉士職業資格、オークションア執業資格、警備員、資産鑑定士、登録船舶測量技師、不動産仲買専門業者職業資格
		154	国外の自然人が中国の登録建築士、勘察設計登録土木エンジニア（道路施工）、勘察設計登録土木エンジニア（港湾と航路施工）、登録測量士、医師、登録積算士、エンジン付き車両検査・試験・メンテナンス専門技師、通信専門技師、執業獣医の職業資格試験への参加申請については、特別な規定に基づき執行する。
	あらゆるサービス部門	155	外国企業、非企業経済組織が中国で常駐する事務所機関を設立するにあたり、批准を経て、合わせて登記手続を行わなければならない。
		156	個人、法人およびその他の組織が利用するコンピューターもしくはコンピューター情報ネットワークは、アクセス・ネットワークを通じて国際的なネットワーク接続を行わなければならない。
		157	個人工商業者に登記するものは中国の公民でなければならない。
		158	外国人が入国するにあたり、特別な規定を除き、ビザを申請しなければならない。所持するビザが居留証明を行う必要がある場合、外国人居留証明を申請しなければならない。
		159	外国人の入国後は、宿泊登記を行わなければならない。

(中国語原文)

上海市人民政府

沪府规〔2018〕19号

关于印发《中国（上海）自由贸易试验区跨境服务贸易负面清单管理模式实施办法》的通知

各区人民政府，市政府各委、办、局：

现将《中国（上海）自由贸易试验区跨境服务贸易负面清单管理模式实施办法》印发给你们，请认真按照执行。

上海市人民政府

2018年9月29日

中国（上海）自由贸易试验区跨境服务贸易负面清单管理模式实施办法

第一条 （目的与依据）

为推进中国（上海）自由贸易试验区（以下简称“自贸试验区”）建设，进一步扩大服务贸易领域对外开放，根据相关法律法规和《全面深化中国（上海）自由贸易试验区改革开放方案》（国发〔2017〕23号）、《国务院关于同意深化服务贸易创新发展试点的批复》（国函〔2018〕79号），探索自贸试验区跨境服务贸易负面清单管理模式，制定本办法。

第二条 （定义与适用范围）

本办法适用于自贸试验区内跨境服务贸易的管理和开放。

本办法所称跨境服务贸易，是指由境外服务提供者向自贸试验区内消费者提供服务的商业活动，包含自境外向自贸试验区内提供服务，即跨境交付模式；在境外向来自自贸试验区内的消费者提供服务，即境外消费模式；境外服务提供者通过在自贸试验区内的自然人存在提供服务，即自然人流动模式。

第三条 （基本原则）

坚持“大胆闯、大胆试、自主改”。通过在自贸试验区探索跨境服务贸易负面清单管理模式等，构建自贸试验区服务贸易法治化、国际化、便利化的营商环境，为服务贸易领域进一步扩大开放进行压力测试，为建设国际经济、金融、贸易、航运、科技创新“五个中心”，服务“一带一路”倡议和长江经济带建设提供支持。

坚持法治理念。遵循权责法定，推进负面清单管理模式的法治化、制度化、规范化、程序化，做到于法有据、便捷适度、监管到位。

坚持制度创新。发挥自贸试验区改革开放试验田的作用，率先在跨境服务贸易领域扩大开放及事

中事后监管与风险防控领域，形成一批可复制推广的经验成果。

第四条 （管理模式）

依据现行法律、法规、规章和国家有关规定，本市在自贸试验区编制发布《中国（上海）自由贸易试验区跨境服务贸易特别管理措施（负面清单）》（以下简称《负面清单》），构建与《负面清单》管理模式相匹配，权责明确、公平公正、透明高效、法治保障的跨境服务贸易监管体系。

《负面清单》根据国民经济行业分类，统一列明跨境服务贸易领域对境外服务和提供者采取的与国民待遇不一致、市场准入限制、当地存在要求等特别管理措施。

第五条 （部门职责）

自贸试验区推进工作领导小组统筹协调跨境服务贸易扩大开放与事中事后监管。

各行业主管部门依法履行对跨境服务贸易的监管职责，并逐步完善本行业跨境服务贸易管理措施。

自贸试验区管委会负责会同相关部门实施《负面清单》，完善跨境服务贸易统计分析制度，监测运行情况，适时提出符合自贸试验区跨境服务贸易发展方向的建议。

外汇、税务、出入境、通信、海关等管理部门配合跨境服务贸易领域管理措施的具体实施。

第六条 （清单内管理）

对列入《负面清单》的跨境服务贸易行为，由各有关部门按照相应规定实施管理。

各有关部门应本着“程序简化、流程优化、精简便利”的原则，不断推动跨境服务贸易便利化改革。

第七条 （清单外管理）

对《负面清单》以外的跨境服务贸易行为，在自贸试验区内，按照境外服务及服务提供者与境内服务及服务提供者待遇一致的原则实施管理。

《负面清单》中未列出的与国家安全、公共秩序、文化、金融、政府采购等相关措施，按照现行规定执行。

第八条 （改革措施）

本市积极推进自贸试验区跨境服务贸易对外开放，对《负面清单》所列特别管理措施，根据实践情况，适时向国家提出调整建议，并配套完善《负面清单》相关内容。

对于跨境服务贸易进一步开放试点领域,由自贸试验区管委会会同相关管理部门探索在资金流动、信息跨境、人员流动等方面,建立相应事中事后监管制度。

第九条 (风险防范)

各行业主管部门应针对试点开放领域与关键环节,建立风险防控机制,防范产业、数据、资金、人员等方面的安全风险。

第十条 (部门联动)

发挥市服务贸易发展联席会议功能,建立跨部门信息通报及联动制度,深化跨境服务贸易开放与创新,落实开放过程中的风险监测、分析与预警,提升跨境服务贸易协同监管水平。

第十一条 (协同促进)

鼓励和支持在跨境服务贸易领域构建市场主体主导、协会组织配合、政府部门推动的协同促进格局,全面提升自贸试验区开放条件下的服务贸易竞争力。

第十二条 (实施情况评估)

综合运用第三方评估、社会监督评价等方式,科学评估《负面清单》实施情况,并根据评估情况,推进扩大开放,完善试点内容,出台制度创新措施。

第十三条 (参照执行)

香港特别行政区、澳门特别行政区、台湾地区的服务和服务提供者,参照境外服务和提供者执行。

第十四条 (效力说明)

本办法实施后,有关法律、法规、规章及规定对跨境服务贸易特别管理措施作出修改调整的,国家在跨境服务贸易领域制定新措施的,或者国家批准在自贸试验区进行跨境服务贸易改革试点的,按照相关规定执行,并适时对《负面清单》进行修订。

根据《内地与香港关于建立更紧密经贸关系的安排》及其后续协议、《内地与澳门关于建立更紧密经贸关系的安排》及其后续协议、《海峡两岸经济合作框架协议》及其后续协议、我国与有关国家签订的自由贸易区协议和投资协定、我国参加的国际条约对跨境服务贸易有更优惠开放措施的,按照相关协议或协定的规定执行。

第十五条 (施行日期)

本实施办法自 2018 年 11 月 1 日起施行。

上海市人民政府公告 2018 年第 1 号

根据有关法律法规和国务院批准的《全面深化中国（上海）自由贸易试验区改革开放方案》《上海市贯彻落实国家进一步扩大开放重大举措加快建立开放型经济新体制行动方案》《中国（上海）自由贸易试验区跨境服务贸易负面清单管理模式实施办法》，现予公布《中国（上海）自由贸易试验区跨境服务贸易特别管理措施（负面清单）（2018 年）》，自 2018 年 11 月 1 日起施行。

特此公告。

上海市人民政府
2018年9月29日

中国（上海）自由贸易试验区跨境服务贸易特别管理措施（负面清单）（2018 年） 上海市人民政府 说明

- 一、 《中国（上海）自由贸易试验区跨境服务贸易特别管理措施（负面清单）（2018 年）》（以下简称《跨境服务贸易负面清单》）依据现行法律、法规、规章和国家有关规定编制。《跨境服务贸易负面清单》所称跨境服务贸易，是指：
 - （一） 自境外向中国（上海）自由贸易试验区（以下简称“自贸试验区”）内提供服务，即跨境交付模式；
 - （二） 在境外向来自自贸试验区内的消费者提供服务，即境外消费模式；
 - （三） 境外服务提供者通过在自贸试验区内的自然人存在提供服务，即自然人流动模式。
- 二、 《跨境服务贸易负面清单》统一列明跨境服务贸易领域对境外服务和提供者采取的与国民待遇不一致、市场准入限制、当地存在要求等特别管理措施，适用于自贸试验区。

对列入《跨境服务贸易负面清单》的跨境服务贸易行为，由各部门按照相应规定实施管理。

对《跨境服务贸易负面清单》以外的跨境服务贸易行为，在自贸试验区内，按照境外服务及服务提供者与境内服务及服务提供者待遇一致原则实施管理。
- 三、 《跨境服务贸易负面清单》根据《国民经济行业分类》（GB/T4754—2017）划分为 13 个门类，共 159 项特别管理措施，包括具体行业措施、有关职业资格的限制措施和适用于所有行业的水平措施。

- 四、《跨境服务贸易负面清单》中未列出的与国家安全、公共秩序、文化、金融、政府采购等相关措施，按照现行规定执行。
- 五、香港特别行政区、澳门特别行政区、台湾地区的服务和服务提供者，参照境外服务和提供者执行。
- 六、《跨境服务贸易负面清单》实施后，有关法律、法规、规章及规定对跨境服务贸易特别管理措施作出修改调整的，国家在跨境服务贸易领域制定新措施的，或者国家批准在自贸试验区进行跨境服务贸易改革试点的，按照相关规定执行。
- 七、《内地与香港关于建立更紧密经贸关系的安排》及其后续协议、《内地与澳门关于建立更紧密经贸关系的安排》及其后续协议、《海峡两岸经济合作框架协议》及其后续协议、我国与有关国家签订的自由贸易区协议和投资协定、我国参加的国际条约对跨境服务贸易有更优惠开放措施的，按照相关协议或协定执行。

中国(上海)自由贸易试验区跨境服务 贸易特别管理措施(负面清单)(2018年)

代码	类别名称	序号	特别管理措施
A	农、林、牧、渔业		
05	农、林、牧、渔专业及辅助性活动	1	在中国境内没有经常居所或者营业场所的境外机构、个人在境内申请种子品种审定或者登记的，须委托具有法人资格的境内种子企业代理
		2	境外人员在中国境内采集农作物种质资源、中外联合考察农作物种质资源，须经批准。从境外引进农作物种质资源，按有关规定办理
		3	外国人、外国渔业船舶进入中国管辖水域，从事渔业资源调查活动，须经批准；经批准从事生物资源调查活动，须采用与中方合作方式
		4	从境外引进畜禽遗传资源的，须经畜牧兽医行政主管部门批准
E	建筑业		
48	土木工程建筑业	5	外国监理公司承揽水运工程施工监理，须经交通主管部门认可，并在工程所在地工商行政管理部门登记注册
F	批发和零售业		
51、52	批发业、零售业	6	出版物进口业务，须由中国出版物进口经营单位经营
		7	进口电子出版物成品，须经新闻出版主管部门批准
		8	进口出版物及用于展览、展示的音像制品，须经出版行政主管部门批准
		9	文化产品进口，由中国文化产品进口企业经营
		10	境外申请人办理进口药品注册，须由其驻中国境内的办事机构办理，或者委托中国境内代理机构办理
		11	境外申请人或者备案人办理进口医疗器械（或体外诊断试剂）注册或者备案的，须通过其在中国境内设立的代表机构办理，或委托中国企业法人代理
		12	境外申请人在中国进行国际多中心药物临床试验，须经药品监督管理部门批准，并遵守临床试验药物、不良反应报告、试验报告、试验数据、研究资料等方面的管理要求
13	进口第一类监控化学品和第二类、第三类监控化学品及其生产技术、专用设备，须委托中国政府指定单位代理		

代码	类别名称	序号	特别管理措施
G	交通运输、仓储和邮政业		
53	铁路运输业	14	在中国境内从事铁路旅客、货物公共运输营业，须为中国铁路运输企业
54	道路运输业	15	在中国境内运营城市公共汽电车线路，须为中国公共汽电车线路运营企业
		16	在上海市从事巡游出租车、网络预约出租汽车驾驶的自然人须为本市户籍
		17	外国国际道路运输经营者不得从事中国国内道路旅客和货物运输经营，不得在中国境内自行承揽货物或者招揽旅客
		18	外国国际道路运输经营者的车辆在中国境内运输，应符合国籍识别标志、车辆登记、运输线路等相关规定，驾驶人员应持有与其驾驶的车辆类别相符的本国或国际驾驶证件
55	水上运输业	19	在中国境内经营无船承运和报关业务，须为中国企业法人
		20	中国籍船舶的船长须由中国籍船员担任
		21	境外相关企业、组织和个人不得经营或变相经营中国国内水路运输业务及水路运输辅助业务；水路运输经营者使用外国籍船舶经营国内水路运输业务须经许可；外国籍船舶经营中国港口之间的海上运输和拖航，须经交通主管部门批准
		22	境外相关企业、组织和个人不得经营中国国内船舶管理、船舶代理、水路旅客运输代理和水路货物运输代理等水路运输辅助业务
		23	外国公司、企业和其他经济组织或者个人在中国内海、领海铺设海底电缆、管道以及为铺设所进行的路由调查、勘测等活动，须经海洋管理部门批准；在中国大陆架上进行上述活动，其确定的海底电缆、管道路由，须经海洋管理部门批准；外国船舶进入中国内海、领海进行海底电缆、管道的维修、改造、拆除活动，须经海洋管理部门批准
		24	外国船舶检验机构在中国境内开展船舶检验活动，须在中国设立验船公司
		25	在中国从事内河船舶船员服务业务，须为中国法人
		26	外国籍船舶在中国引航区内航行或者靠泊、离泊、移泊（顺岸相邻两个泊位之间的平行移动除外）以及靠窗引航区外系泊点、装卸站，须申请引航
		27	外国的企业或者其他经济组织或者个人参与打捞中国沿海水域沉船沉物，应与中方签订共同打捞合同或成立中外合作打捞企业
		28	在中国境内从事港口经营、港口理货业务，须为中国企业
56	航空运输业	29	在中国境内从事公共航空运输，须为中国公司；外国民用航空器的经营人经营中国政府与该外国政府签订的协定、协议规定的国际航班运输或者中国境内一地 and 境外一地之间的不定期航空运输，须经其本国政府指定，并经中国民用航空主管部门批准
		30	外国民用航空器经营人，须依法制定安全保卫方案，报民用航空主管部门备案
		31	外国民用航空器的经营人，不得经营中国境内两点之间的航空运输
		32	在中国航空器上担任驾驶员，须持有民用航空主管部门颁发或认可的驾驶员执照。担任中国航空器的领航员、飞行机械员、飞行通信员，须持有民用航空主管部门颁发的执照；当该航空器在外国运行时，外籍领航员、飞行机械员、飞行通信员可使用航空器运行所在国颁发的有效执照，但须持有民用航空主管部门颁发的认可证书。担任在中国境内运行的外国航空器的领航员、飞行机械员、飞行通信员，须持有民用航空主管部门颁发的执照或认可证书
		33	境外通用航空企业在中国境内开展经营活动的管理办法，由民航局另行规定
		34	经营无人驾驶航空器业务，须为中国企业法人，且法定代表人为中国籍公民
		35	外籍航空器或者由外籍人员单独驾驶的中国航空器，不得在中国境内从事航空摄影、遥感测绘、矿产资源勘查等重要专业领域的通用航空飞行
		36	外国航空公司驻中国民用航空机场的工作人员在中国境内使用的无线电通信设备，外国航空公司在中国境内使用的地空通信无线电台，须由民航主管部门提供、设置；外国民用航空器载有的无线电台设备在中国境内停机坪停留期间的使用，须经特许
		37	外国航空运输企业委托其在中国境内指定的销售代理直接进入和使用外国计算机订座系统并使用该外航票证销售相关国际客票，须经民航主管部门许可
		38	在中国境内经营国内航空服务，须为中国公共航空运输企业

代码	类别名称	序号	特别管理措施
56	航空运输业	39	为中国航空运营人进行驾驶员执照和等级训练的境外驾驶员学校, 其所在国须为国际民用航空公约缔约国, 该校具有其所在国民航当局颁发的航空运行合格证或类似批准书, 并获得中国民航主管部门许可
		40	在中国境内经营民用机场管理业务, 须为中国法人
58	多式联运和运输代理业	41	在中国境内从事国际货物运输代理业务, 须为中国企业法人
60	邮政业	42	在中国境内经营快递业务, 须为中国企业法人
		43	境外邮政不得在中国境内提供邮政服务
I	信息传输、软件和信息技术服务业		
63	电信、广播电视和卫星传输服务	44	在中国境内经营电信业务, 须为中国电信业务经营公司
		45	在中国境内从事国际电信业务须通过国际通信出入口局进行。在中国境内设置、维护国际通信出入口, 须由中国电信业务经营者进行
		46	境外组织或个人不得在中国境内进行电波参数测试或电波监测
		47	国家广播电视主管部门指定国有广播电视机构根据规划, 统一代理用于传输广播电视节目的卫星转发器租用或使用事宜; 境外卫星公司在国内提供卫星转发器出租服务, 须通过符合条件的中国卫星公司转租, 并负责技术支持、市场营销、用户服务和用户监管等; 境外卫星公司直接向中国国内用户经营卫星转发器出租业务, 须经通信主管部门批准
		48	在中国境内从事卫星地面接收设施安装服务, 须为中国法人
		49	境外卫星电视频道在中国境内落地, 须经广播电视主管部门批准, 并符合范围、类别等相关规定
		50	引进境外电视节目、专门用于信息网络传播的境外影视剧, 须经广播电视主管部门批准, 并符合有关总量、题材、产地等相关规定; 不得利用信息网络转播境外广播电视节目、链接或集成境外互联网站的视听节目
64	互联网和相关服务	51	关键信息基础设施的运营者应当在中国境内存储运营中收集和产生的个人信息和重要数据; 因业务需要, 确需向境外提供, 须依法进行安全评估; 在中国境内收集的个人信息金融信息的储存、处理和分析须在中国境内进行
65	软件和信息技术服务业	52	在中国没有经常居所或者营业所的外国人、外国企业或者外国其他组织在中国申请布图设计登记和办理其他与布图设计有关的事务, 须委托知识产权主管部门指定的专利代理机构办理
J	金融业		
66	货币金融服务	53	除提供和转让金融数据信息、金融数据处理、与其他金融服务提供者有关的软件、咨询、中介等附属服务外, 在中国境内经营银行及其他金融服务(不包括保险和证券), 须为中国金融机构; 跨境金融网络与信息提供者须履行事前事项报告、变更事项报告、应急事项报告等合规义务; 境外提供者不得在境内建设专用金融网络提供金融信息传输等服务
		54	在中国境内从事货币经纪业务, 须为中国货币经纪公司
67	资本市场服务	55	除以下情形, 在中国境内经营证券业务, 须为中国证券公司: (1) 经批准取得境外上市外资股(B股)业务资格的境外证券经营机构可通过与境内证券经营机构签订代理协议, 或者证券交易所规定的其他方式从事境内上市外资股经纪业务; (2) 经批准取得境内上市外资股业务资格的境外证券经营机构担任境内上市外资股主承销商、副主承销商和国际事务协调人; (3) 境外证券服务机构代理合格境内机构投资者买卖境外证券; (4) 符合法定条件的境外投资顾问代理合格境内机构投资者进行境外证券投资; (5) 符合法定条件的境外资产托管人代理境外资产托管业务
		56	公开募集证券投资基金的管理机构, 须为在中国境内依法设立的证券公司、保险资产管理公司及专门从事非公开募集证券投资基金管理业务的资产管理机构
		57	在中国境内从事公开募集证券投资基金管理业务, 须为中国基金管理公司或经国务院证券监督管理机构核准的其他机构

代码	类别名称	序号	特别管理措施		
67	资本市场服务	58	仅符合条件在中国境内设立的公司可申请登记为私募证券投资基金管理人在中国境内开展私募证券投资基金管理业务		
		59	在中国境内从事证券投资基金托管业务，须为取得基金托管资格的中国商业银行或其他金融机构		
		60	境外基金管理机构、保险公司、证券公司以及其他资产管理机构投资中国境内证券，须经证券管理部门批准并取得外汇管理部门额度批准，并须委托符合法定条件的中国商业银行托管资产，委托境内证券公司办理境内证券交易活动		
		61	在中国境内从事基金销售业务，须为中国基金管理人及经证券管理部门及其派出机构注册的其他机构		
		62	仅依据中国法成立的证券经营机构、期货经纪机构、其他从事咨询业务的机构经批准可从事证券、期货投资咨询业务		
		63	境外证券服务贸易提供者须为合格境外机构投资者		
		64	在中国境内从事证券市场资信评级业务，须为中国法人		
		65	境外证券经营机构不得成为中国证券交易会的会员，境外证券经营机构设立的驻华代表处，经申请可以成为交易所特别会员		
		66	中央国债登记结算有限责任公司、上海清算所为银行间债券市场提供登记、托管、结算服务		
		67	在中国境内从事国债承销业务，须为中国债券承销机构		
		68	中国境内信托登记业务，由中国信托登记有限责任公司负责		
		69	期货交易所会员须为中国企业法人或其他经济组织		
		70	境外期货交易所及境外其他机构不得在境内指定或者设立商品期货交割仓库以及从事其他与商品期货交割业务相关的活动		
		71	境外央行(货币当局)和其他官方储备管理机构、国际金融组织、主权财富基金进入中国银行间外汇市场，须通过人民银行代理或通过中国银行间外汇市场会员代理或直接或间接成为中国银行间外汇市场境外会员		
		68	保险业	75	在中国境内经营保险业务，须为中国保险公司及法律、行政法规规定的其他保险组织；以境外消费方式提供的除保险经纪外的保险服务不受上述限制，以跨境交付方式提供的下列保险服务，不受上述限制：再保险；国际海运、空运和运输保险；大型商业险经纪、国际海运、空运和运输保险经纪、再保险经纪
76	禁止非法销售境外保险产品				
69	其他金融业			77	仅中国期货公司可根据国务院期货监督管理机构按照其商品期货、金融期货业务种类颁发的许可证，经营下列期货业务：境内期货经纪业务、境外期货经纪、期货投资咨询以及国务院期货监督管理机构规定的其他期货业务；仅中国期货公司可根据国务院期货监督管理机构的要求，在依法登记备案后，从事资产管理业务
				78	经期货交易所批准，符合条件的境外经纪机构可以接受境外交易者委托，直接在期货交易所以自己的名义为境外交易者进行境内特定品种期货交易。前述直接入场的境外经纪机构所在国(地区)期货监管机构应已与中国证监会签署合作谅解备忘录。境外经纪机构不得接受境内交易者委托，为其进行境内期货交易
		79	在中国境内申请期货保证金存管业务资格，须为中国境内设立的全国性银行业金融机构法人		
		80	仅为跨境交易提供外币的银行卡清算服务的境外机构，原则上可不在中国境内设立银行卡清算机构，但对境内银行卡清算体系稳健运行或公众支付信心具有重要影响的，须在中国境内设立法人，依法取得银行卡清算业务许可证		

代码	类别名称	序号	特别管理措施
69	其他金融业	81	从事企业年金基金管理业务的法人受托机构、账户管理人、托管人和投资管理人须经金融监管部门批准，并为中国法人
		82	在中国境内从事非金融机构支付业务，须为中国有限责任公司或股份有限公司，且为非金融机构法人
		83	外国机构在中国境内提供金融信息服务，须经新闻出版主管部门批准
L	租赁和商务服务业		
72	商务服务业	84	外国律师事务所、其他组织或者个人不得在中国境内从事法律服务活动
		85	在中国境内从事法定审计业务，须取得中国注册会计师执业资格，并加入中国会计师事务所
		86	在中国境内从事拍卖业务，须为中国拍卖公司
		87	在中国境内从事代理记账业务，须为取得代理记账许可的中国机构
		88	境外组织、个人在中国境内进行统计调查活动，须委托中国境内具有涉外统计调查资格的机构进行，并经统计主管部门批准；涉外社会调查项目，须经统计主管部门批准
		89	境外组织和个人不得在境内直接进行市场调查和社会调查，不得通过未取得涉外调查许可证的机构进行市场调查和社会调查
		90	外国公司、企业和其他经济组织在中国境内从事人才中介服务活动，须与中国公司、企业和其他经济组织合资经营，设立专门的人才中介机构
		91	在中国境内从事因私出入境中介活动，须为中国因私出入境中介企业
		92	境外企业、自然人及外国驻华机构不得在中国境内从事境外就业中介活动，不得直接在中国境内招收劳务人员或境外就业人员
		93	境外机构在中国境内举办经济技术展览会，须联合或委托中国境内有主办资格的单位进行
		94	境外征信机构在中国境内从事征信业务，须经征信业监督管理部门批准
M	科学研究和技术服务业		
73	研究和实验发展	95	属于禁止进口的技术，不得进口；属于限制进口的技术，实行许可证管理
		96	任何国际组织、外国的组织或者个人在中国领海、专属经济区、大陆架进行科学研究，或者在中国领海进行海洋作业，或者对中国的专属经济区和大陆架的自然资源进行勘查、开发活动，或者在中国的大陆架上进行钻探，须经批准
		97	外国人、外国组织在中国领域和中国管辖的其他海域发掘古生物化石，须经国土资源主管部门批准，采取与符合条件的中方单位合作的方式，并遵守有关古生物化石发掘、收藏、进出口的规定
		98	人类遗传资源采集、收集、买卖、出口、出境，包括我国人类遗传资源的国际合作项目，须由中方合作单位办理报批手续，经审核批准后方可正式签约
74	专业技术服务业	99	在中国境内从事认证活动，须为中国认证机构。境外认证机构在中国境内从事与机构业务范围相关的推广活动，须通过其在中国设立的代表机构进行；境内的认证机构、检查机构、实验室取得境外认可机构认可的，须向认证认可监督管理部门备案
		100	在中国境内从事向社会出具具有证明作用的数据、结果的检验检测活动，须为中国检验检测机构
		101	外国企业和其他经济组织或者个人在中国从事城乡规划编制服务的，须设立外商投资企业，取得城乡规划编制单位资质证书，在相应资质等级许可范围内，承揽城市、镇总体规划服务以外的城乡规划编制工作
		102	国际组织、外国的组织或者个人对中国的专属经济区和大陆架的自然资源进行勘查、开发活动或者在中国的大陆架上进行钻探，须经批准
		103	外国的组织和个人在中国领域和中国管辖的其他海域从事气象活动，须经气象主管机构会同有关部门批准
		104	外国的组织或者个人在中国领域和中国管辖的其他海域从事地震监测活动，须经地震工作主管部门会同有关部门批准，并采取与中外合作的形式进行
		105	外国的组织或者个人在中国领域和管辖的其他海域从事测绘活动，须经测绘行政主管部门会同军队测绘主管部门批准，并采取中外合作的形式进行

代码	类别名称	序号	特别管理措施
74	专业技术服务业	106	禁止外国企业参与设计保密工程、抢险救灾工程和我国未承诺对外开放的其他工程；外国企业承担境内建设工程设计，须选择至少一家持有建设行政主管部门颁发的建设工程设计资质的中方设计企业进行中外合作设计，且在所选择的中方设计企业资质许可的范围内承接设计业务
75	科技推广和应用服务业	107	外国人或者外国企业在中国申请商标注册和办理其他商标事宜的，须委托中国商标代理机构办理；在中国没有经常居所或者营业所的外国人、外国企业或者外国其他组织在中国申请专利，须依照其所属国同中国签订的协议或者共同参加的国际条约，或依照互惠原则，委托中国专利代理机构办理
N	水利、环境和公共设施管理业		
76	水利管理业	108	外国组织或者个人在中国从事水文活动的，须经水行政主管部门会同有关部门批准
77	生态环境和治理业	109	在中国境内从事放射性固体废物处置活动的，须为中国企业法人
		110	外国人进入自然保护区及在自然保护区内从事采集标本等活动，须经自然保护区管理机构批准
		111	外国人在中国境内狩猎，须在林业行政主管部门批准的对外国人开放的狩猎场所内进行
		112	外国人在中国对国家重点保护野生动物进行野外考察或者在野外拍摄电影、录像，须经野生动物保护主管部门批准
		113	外国人不得在中国境内采集或者收购国家重点保护野生植物
0	居民服务、修理和其他服务业		
80	居民服务业	114	在中国境内从事典当活动，须为中国典当公司
		115	在中国境内从事印章刻制、音像制品复制等特种行业，须为中国法人和组织；特种行业和公共场所单位聘用的境外从业人员须持有合法的身份证明以及国家和本市规定的其他条件
P	教育		
83	教育	116	各级各类学校（除高等学校）一般不聘请外籍教师来校任教。高等学校聘请专家、外教，须经教育主管部门批准。宗教院校聘用外籍专业人员以短期讲学为主，时间限半年以内；长期任教时间限一年以内；不得聘用外籍专业人员担任宗教院校的行政领导职务
		117	外国教育服务提供者除通过其在中国境内设立的中外合作办学机构外，不得以跨境提供方式向中国境内提供远程教育服务
		118	外国宗教组织、宗教机构、宗教院校和宗教教职人员不得在中国境内从事合作办学活动
		119	国外职业资格证书机构、有关法人团体以及国际组织在中国境内开展职业资格证书考试发证和活动，须与中方机构合作
		120	境外机构不得单独在中国境内举办教育考试
		121	境外机构和个人不得在中国境内从事自费出国留学中介服务活动
Q	卫生和社会工作		
84	卫生	122	外国医师来华短期行医须注册并取得短期行医许可证
R	文化、体育和娱乐业		
86	新闻出版业	123	新闻出版中外合作项目，须经新闻出版主管部门批准
		124	外国通讯社在中国境内发布新闻信息，须经新华通讯社批准，并由新华通讯社指定的机构代理。外国通讯社不得在中国境内直接发展新闻信息用户；外国新闻机构在中国境内设立常驻新闻机构、向中国派遣常驻记者，须经外交部批准，并办理外国常驻记者证以及居住证；常驻或短期采访，应办理记者签证
		125	网络出版服务单位与境外组织及个人进行网络出版服务业务的项目合作，须经新闻出版主管部门批准
		126	在中国境内提供互联网新闻信息服务，须为取得互联网新闻信息服务许可的中国法人；主要负责人、总编辑须为中国公民

代码	类别名称	序号	特别管理措施
86	新闻和出版业	127	互联网站链接境外新闻网站，登载境外新闻媒体和互联网站发布的新闻，须经互联网信息服务主管部门批准
		128	境外出版机构在中国境内设立办事机构，须经新闻出版主管部门批准；著作权涉外机构、国（境）外著作权认证机构、外国和国际著作权组织在华设立代表机构，须经版权主管部门批准
		129	出版境外著作权人授权的电子出版物（含互联网游戏作品），进口用于出版的音像制品，以及进口用于批发、零售、出租等的音像制品成品，须经新闻出版主管部门审查批准
		130	在中国境内举办境外出版物展览，须经出版行政主管部门批准
		131	境外出版机构在中国境内与中国出版机构开展合作出版，须经新闻出版主管部门批准；图书和电子出版物出版单位出版境外著作权人的图书和电子出版物，须向版权主管部门办理出版合同登记
		132	网络出版服务单位在网络上出版境外著作权人授权的网络游戏，须经新闻出版主管部门批准
		133	外国的组织或者个人不得在中国境内从事互联网地图编制和出版活动
87	广播、电视、电影和影视录音制作业	134	聘用外国人参加广播影视节目制作的单位限于中央和各省、自治区、直辖市、省会市、计划单列市的广播电台、电视台和其他广播电视节目制作单位，以及电影制片厂和具有摄制电影许可证或电视剧制作许可证的单位。聘用外国人参加广播影视节目制作活动，须经广播影视主管部门批准；邀请外国人参加临时性不支付报酬的广播影视节目制作活动，须向广播影视主管部门备案；广播电台、电视台不得聘请外国人主持新闻类节目
		135	广播电台、电视台以卫星等传输方式进口、转播境外广播电视节目，须经广播影视主管部门批准
		136	境外组织不得在中国境内独立从事电影摄制活动；境外个人不得在中国境内从事电影摄制活动
		137	国产故事片原则上不得聘用境外导演，其他主创人员一般也须是我国公民。中外合作摄制的故事片，因题材、技术、角色等特殊需要聘用境外主创人员的，须经广播影视主管部门批准，并符合有关演员比例要求
		138	在中国境内从事中外合作制作电视剧（含电视动画）活动，须经广播影视主管部门批准，并符合有关主创人员比例要求
		139	中外合作摄制电影中聘用境外主创人员的，须经广播影视行政部门批准，并符合有关演员比例要求
		140	在中国境内从事互联网视听节目服务和专网及定向传播视听节目服务，须为中国信息网络传播法人
		141	电影进口业务由指定单位经营
		142	用于广播电台、电视台播放的境外电影、电视剧，须经广播影视主管部门批准。用于广播电台、电视台播放的境外其他广播电视节目，须经广播影视主管部门或者其授权的机构批准
		143	引进境外纪录片实行总量控制，并须符合相关播出规定
88	文化艺术业	144	境外动画片的引进，须为生产国产动画片的省级电视台、省会城市电视台、计划单列市电视台和国家新闻出版主管部门指定机构；境外动画片的引进、播放须符合比例、时段等规定
		145	在中国举办国际性广播影视节（展）、中外政府间广播影视节（展）、节目交流活动和设评奖的全国性广播影视节（展），须经广播影视主管部门批准，由广播影视主管部门举办或与国家相关政府部门、地方政府等联合举办
		146	外国人入境完成短期营业性演出活动，须经文化行政部门批准
		147	中国与外国进行的商业和有偿文化艺术表演及展览（展销）活动，须由经文化主管部门认定的有对外经营商业和有偿文化艺术表演及展览（展销）资格的机构、场所或团体提出申请，经文化主管部门批准

コード	類別名称	序号	特別管理措施
88	文化藝術	148	外國の文化表演團體、個人不得在中國境內自行舉辦營業性演出，但可參加由中國境內的演出經紀機構舉辦的營業性演出，或受中國境內的文化表演團體邀請參加該文化表演團體自行舉辦的營業性演出。外國人不得從事營業性演出的居間、代理活動
		149	境外組織或個人在中國境內進行非物質文化遺產調查，須與境內非物質文化遺產學術研究機構合作，經文化主管部門批准，並符合相關報告、資料規定
89	體育	150	外國人來華登山，須經體育主管部門批准
		151	除商業性、群眾性國際體育賽事外，在中國舉辦國際體育賽事須經體育主管部門批准。境外非政府組織在中國境內開展體育活動，須經體育主管部門批准，並設立代表機構；境外非政府組織未設立代表機構，在中國境內開展臨時體育活動的，須與中方合作，並經體育主管部門等批准後，向公安機關備案
90	娛樂業	152	福利彩票、體育彩票發行和組織銷售，由中國彩票發行機構、彩票銷售機構負責；境外彩票不得在中國境內發行、銷售
	有關職業資格的限制措施	153	申請以下職業資格應為中華人民共和國公民：註冊安全工程師執業資格、註冊土木工程師（岩土）執業資格、勘察設計註冊石油天然氣工程師資格、勘察設計註冊冶金工程師資格、勘察設計註冊採礦/礦物工程師資格、勘察設計註冊機械工程師資格、勘察設計註冊環保工程師資格、勘察設計註冊化工工程師執業資格、勘察設計註冊電氣工程師執業資格、勘察設計註冊公用設備工程師執業資格、房地產估價師執業資格、造價工程師執業資格、註冊消防工程師、法律職業資格、註冊會計師、稅務師職業資格、導遊資格、註冊設備監理執業資格、註冊城鄉規劃師職業資格、專利代理人、教師資格、社會工作者職業資格、拍賣師執業資格、保安員、資產評估師、註冊驗船師、房地產經紀專業人員職業資格
		154	境外自然人申請參加中國註冊建築師、勘察設計註冊土木工程師（道路工程）、勘察設計註冊土木工程師（港口與航道工程）、註冊測繪師、醫師、註冊計量師、機動車檢測維修專業技術人員、通信專業技術人員、執業獸醫職業資格考試，按照特殊規定執行
	所有服務部門	155	外國企業、非企業經濟組織在中國設立常駐代表機構的，須經批准，並辦理登記手續
		156	個人、法人和其他組織使用的計算機或者計算機信息網絡，須通過接入網絡進行國際聯網
		157	登記為個體工商戶的須為中國公民
		158	外國人入境，除特殊規定，須申請辦理簽證，所持簽證需辦理居留證件的，須申請辦理外國人居留證件
		159	外國人入境後，須辦理住宿登記

【ご注意】

- 法律上、会計上の助言：**本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
- 秘密保持：**本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
- 著作権：**本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
- 免責：**
 - 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
 - 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
- 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。